

(議長)

日程第5、報告第1号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

(議長)

報告内容については、お手元に配布のとおりですので、説明を省略し、ただちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

次に、日程第6から日程第15については、令和6年度江差町各会計決算認定でありますので、認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についてまでを、一括として議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

只今一括上程となりました、報告第1号、あ、失礼致しました。認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号から第7号までの令和6年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第8号、令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について、認定第9号、令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について、認定第10号、江差、失礼致しました。令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についてでございます。

10会計、10会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定等により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第1号から第10号まで、ご審議の上、認定頂きますよう、よろしくお願ひ致しま

す。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮りします。

ただ今、一括議題となっております認定第1号から認定第10号につきましては、議長と監査委員である小梅議員を除く、10名の委員で構成する令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とする事にし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までの決算認定につきましては、議長と監査委員である小梅議員を除く、10名の委員で構成する令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とし、審査においては、地方自治法第98条第1項の権限を委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

決算審査特別委員会開催のため、えー14時25分まで休憩致します。

休憩 14:03

再開 14:25

(議長)

休憩と閉じて、再開致します。

(議長)

休憩中に開催されました、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告致します。

委員長に塚本議員、副委員長に小野寺議員が互選されました。

また、決算審査特別委員会の開催日程につきまして、10月の15日から17日の3日間との事ですので、併せてご報告致します。